

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2025.06.17



三菱UFJ国際 インカムバランスファンド (年6回決算型)

追加型投信／内外／資産複合

〈愛称:実りの定期便〉

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産	年6回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(資産複合(債券、その他資産(投資信託証券(株式、債券、不動産投資信託証券、バンクローン、不動産担保証券))))です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「三菱UFJ国際 インカムバランスファンド(年6回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年6月16日に関東財務局長に提出しており、2025年6月17日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号
設立年月日:1985年8月1日
資本金:20億円
運用投資信託財産の
合計純資産総額:42兆1,524億円
(2025年3月31日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufig.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。



これからの資産運用について一緒に考えてみませんか？

低金利や年金問題が続くなか、ゆとりある将来への備えとしての資産運用の重要性が高まってきました。

将来の備えとしての資産運用で大切なことは、
短期間で大きな収益をめざすことではなく、
中長期での「インカム収益の確保」と
「値上がり益の獲得」をめざすことであると私たちは考えます。

ファンドは、これらをめざしたバランスファンドです。

組入資産の加重平均利回りが年率4%程度※¹となるよう

世界の多様な資産へ分散投資を行います。

分散投資にあたっては、投資環境の変化に応じて

資産配分を決定する仕組みを持ち合わせています。

なお、獲得したインカム収益を基に安定的な分配を行うことを基本とします。※²

みなさまの「これからの資産運用」の選択肢の一つとしてご提案いたします。

2018年3月

三菱UFJアセットマネジメント

※¹ ファンドは、資産配分において「組入資産の加重平均利回り」が年率4%程度となることをめざします。このため、ファンドのトータル・リターン(総損益率)、インカム収益(配当等収益)や収益分配金の水準が一定の水準となることを示唆または保証するものではありません。

※² 将来の分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わないこともあります。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として日本を含む先進国の株式、債券、不動産投資信託証券等や、新興国の国債を実質的な主要投資対象とし、利子・配当等収益の確保および値上がり利益の獲得をめざします。

ファンドの特色



先進国の国債、株式、投資適格債、ハイ・イールド債、不動産投資信託証券（以下、「リート」といいます。）、バンクローン、不動産担保証券等および新興国の国債へ幅広く投資します。

- 先進国の株式、投資適格債、ハイ・イールド債、リート、バンクローン、不動産担保証券等および新興国の国債への投資は、上場投資信託証券（以下、「ETF」ということがあります。）への投資を通じて行うことを原則とします。
- 先進国の国債およびETFの組入は、高位を維持することを基本とします。

※実際の運用はインカムバランス・マザーファンドを通じて行います。

<投資対象資産の例>

2025年3月末現在



- ❗ 上記の投資対象資産のすべてに投資を行うものではありません。また、投資対象資産は将来変更される可能性があります。
- 📄 先進国および新興国とは、それぞれ委託会社が定義した国・地域をいいます。先進国には日本を含みます。



価格下落リスクに配慮しつつ、安定的な利回りの獲得をめざして資産配分を行います。

- 定量的手法を活用し、組入資産の加重平均利回りが年率4%程度※となることをめざして資産配分を決定します。

ファンドは組入資産の加重平均利回りが年率4%程度となるよう管理を行いつつ、各投資対象資産の利回り水準のほか、各投資対象資産の過去の収益率や市場局面判断などをふまえて算出した価格下落リスク等を基に資産配分を決定します。

※資産配分の決定にあたり市場局面が悪化したと判断される場合には、ファンド全体のリスクを低下させるため、先進国の国債の組入比率が高い資産配分となります。この場合、組入資産の加重平均利回り水準は4%程度とならないことがあります。

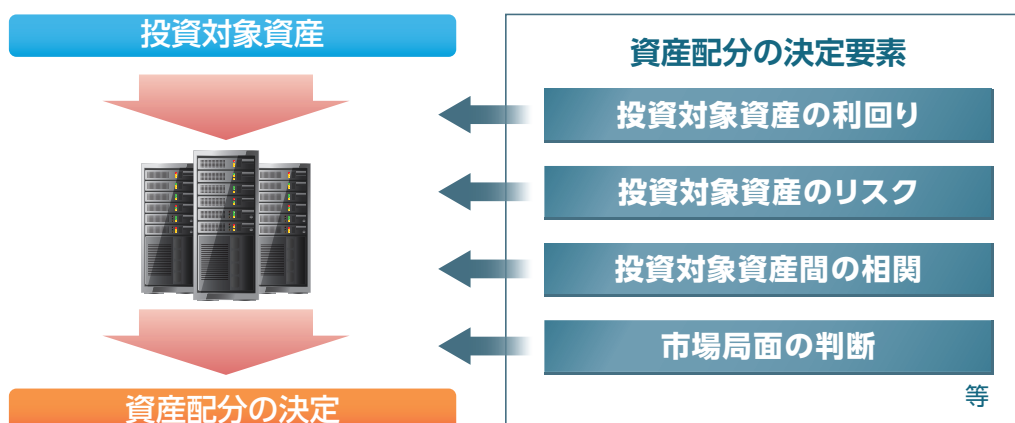
- ・ファンドは、資産配分において「組入資産の加重平均利回り」が年率4%程度となることをめざします。このため、ファンドのトータル・リターン(総損益率)、インカム収益(配当等収益)や収益分配金の水準が一定の水準となることを示唆または保証するものではありません。ファンドの基準価額は、市況動向の影響を受け下落し、投資者のみなさまの投資元本を割込むことがあります。
- ・ファンドが資産配分においてめざす組入資産の加重平均利回りは、2025年3月末時点のもので、将来、変更となる場合があります。市況動向の影響を受けるため、組入資産の加重平均利回りが年率4%程度を上回ることや下回ることがあります。よって、上記の組入資産の加重平均利回りの水準が必ず達成または維持されることを示唆・保証等するものではありません。
- ・年率4%程度の利回りは税金・手数料(ファンドの信託報酬を含む)を考慮したものではありません。また、ファンドの「組入資産の加重平均利回り」が必ず年率4%程度となることを保証するものではありません。
- ・ファンドにおける組入資産の加重平均利回りは、債券等については為替ヘッジに係るコスト／プレミアム(金利差相当分の費用／収益)を考慮した最終利回り、株式・リート等においては配当利回りを用いて算出したものをいいます。

- 資産配分の見直しは原則として毎月行います。

注意:利回りとインカム収益(配当等収益)とトータル・リターン(総損益率)の違い

- ・**利回りとは**、債券・バンクローン・不動産担保証券においては、満期日(または次回繰上償還可能日)までに保有した場合の利子収益および償還差損益の1年当たりの収益率のことを指し、株式・リートにおいては、年間の配当金額を株価・リート価格で除したものを指します。
- ・**インカム収益(配当等収益)とは**、ファンドが得た配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額のこと、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税などに相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配できます。
- ・**トータル・リターン(総損益率)とは**、投資から得られる年間の利益または損失を指し、インカム収益と価格変動を組み合わせた総損益率になります。

■運用プロセス



❗ 上記はあくまでイメージ図であり、一部簡略化して記載している部分があります。また、上記の決定プロセスは将来変更される可能性があります。

📄 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufig.jp/investment_policy/fm.html)



原則として年6回の決算時(1・3・5・7・9・11月の各15日(休業日の場合は翌営業日))に安定的な収益の分配をめざします。

- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。
- 収益分配金額は、分配対象額のうち配当等収益(経費控除後。以下同じ。)を勘案した収益の分配を行うことを基本とします。

収益分配金額の決定にあたっては、配当等収益からの分配を行うことを基本としますが、安定的な分配のため、それ以外の分配対象収益からも分配を行う場合や配当等収益を全額分配しない場合があります。

- 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



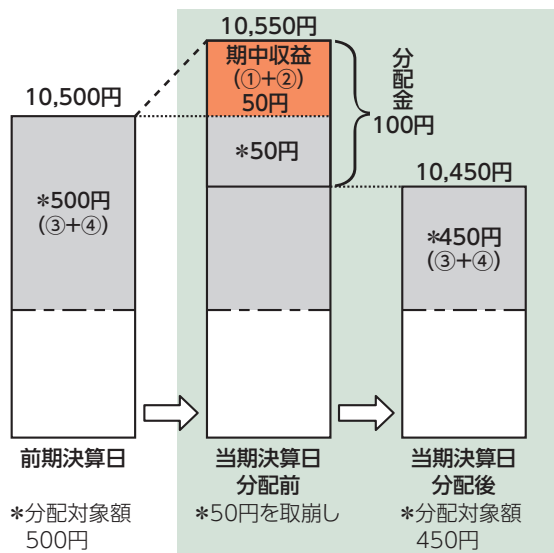
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

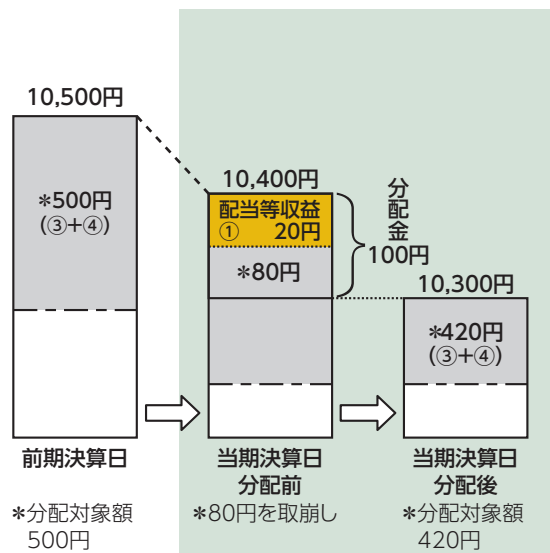
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



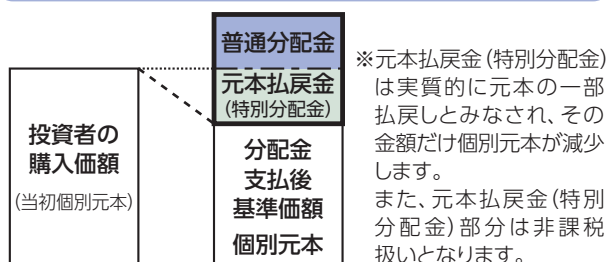
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

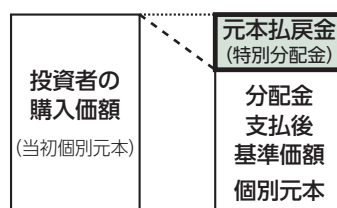
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本 (投資者のファンドの購入価額) を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 (特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金 (特別分配金) の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



実質組入外貨建資産のうち、先進国の国債ならびに、先進国の投資適格債、ハイ・イールド債、バンクローン、不動産担保証券等および新興国の国債を投資対象とするETF(以下、「債券等」ということがあります。)に関しては、原則として為替変動リスクの低減をめざして為替ヘッジを行います。その他の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

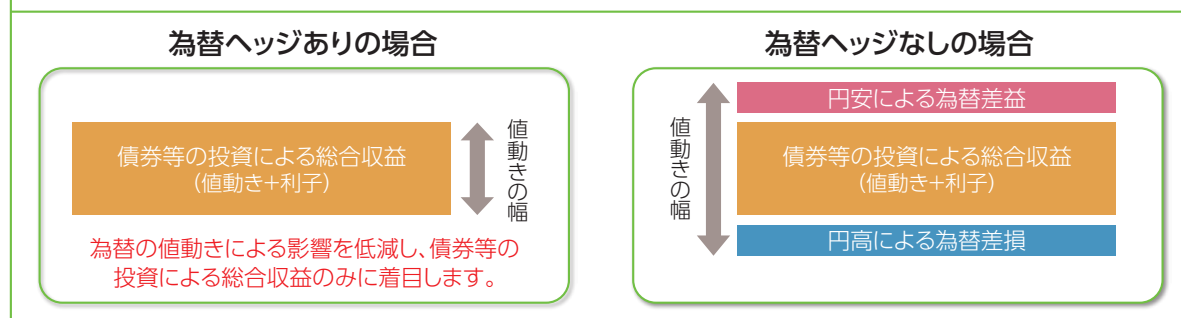
- 実質組入外貨建資産のうち債券等については、原則として為替変動リスクの低減をめざして為替ヘッジを行います。ETFを通じて投資する債券等については、原則として当該ETFの取引通貨(以下、「ETF通貨」といいます。)売り・円買いの為替ヘッジを行うことで、円に対するETF通貨の為替変動リスクの低減をはかります。なお、ETF通貨とETFで投資する資産の通貨が異なる場合、ETF通貨とETFで投資する資産の通貨との間に発生する為替変動の影響を受けます。その他の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。
- 為替ヘッジを行った場合、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低ければ、円とヘッジ対象通貨との金利差相当分の為替ヘッジによるコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替ヘッジによるコストとなる場合があります。

為替ヘッジの活用

為替予約取引を活用し為替ヘッジを行うことにより、為替ヘッジを行った部分に関しては、為替ヘッジをしなかった場合と比較して安定した値動きが期待されます。ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

なお、為替ヘッジを行うにあたっては、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合にこれらの金利差に基づくヘッジコストがかかります。ヘッジコストは基準価額にマイナスの影響を与えます。為替市場における状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

為替ヘッジを行った部分の投資リターンのイメージ図

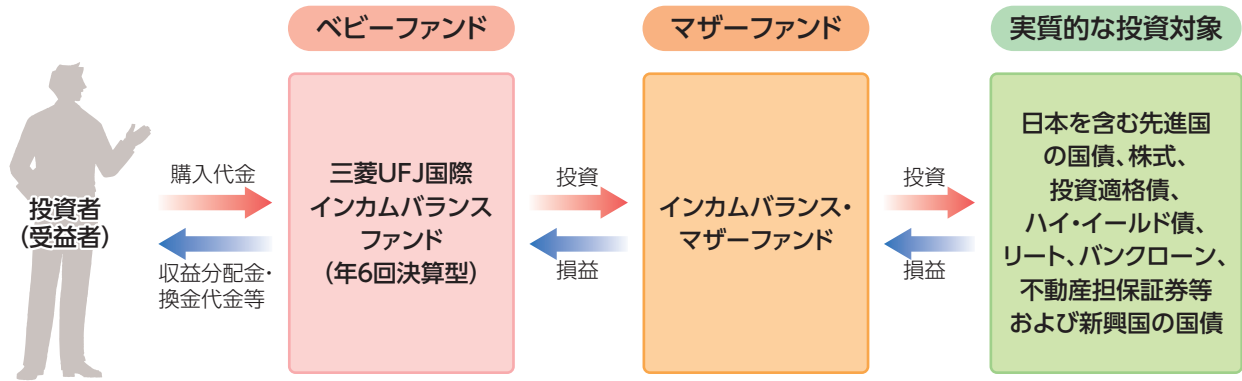


❗ 上記はファンドの為替ヘッジを行った部分の投資リターンのイメージであり、ファンドの将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

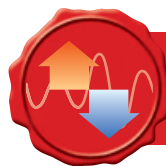
ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



■主な投資制限

株式への投資	株式への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブへの投資	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。バンクローン、不動産担保証券や債券（以下、債券等といいます。）の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、債券等の価格は下落します。市場金利の変動による債券等価格の変動は、一般にその債券等の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。リートの場合は、リート市場全体の動向のほか、保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動します。また、金利上昇時にはリーートの配当（分配金）利回りの相対的な魅力が弱まるため、リーートの価格が下落することがあります。各資産の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

組入外貨建資産のうち債券等以外の資産については、原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図る部分についても、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

信用リスク

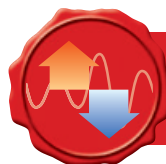
組入有価証券等（バンクローンや不動産担保証券などを含む。以下、同じ。）の発行者や取引先等の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性 リスク

組入有価証券等やETFを売買しようとする際に、その組入有価証券等やETFの取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。また、バンクローンは公社債と比べ、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

カントリー・ リスク

ファンドは、新興国の国債に投資を行うことがあります。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・為替変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。



投資リスク

ファンドは、格付けの低いハイ・イールド債券、バンクローンに投資する場合があります。格付けの高い公社債等への投資を行う場合に比べて、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

不動産担保証券の担保となるローンは、一般的に金利が低下した場合、低金利のローンへ借換えが増加する傾向があります。ローンの期限前返済に伴い、不動産担保証券の期限前償還が増加することにより、当初期待した利回りでの再投資ができない可能性、もしくは証券を額面価額より高く購入している場合、償還損を被る可能性があります。こうした要因により、ファンドの基準価額が下落し損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

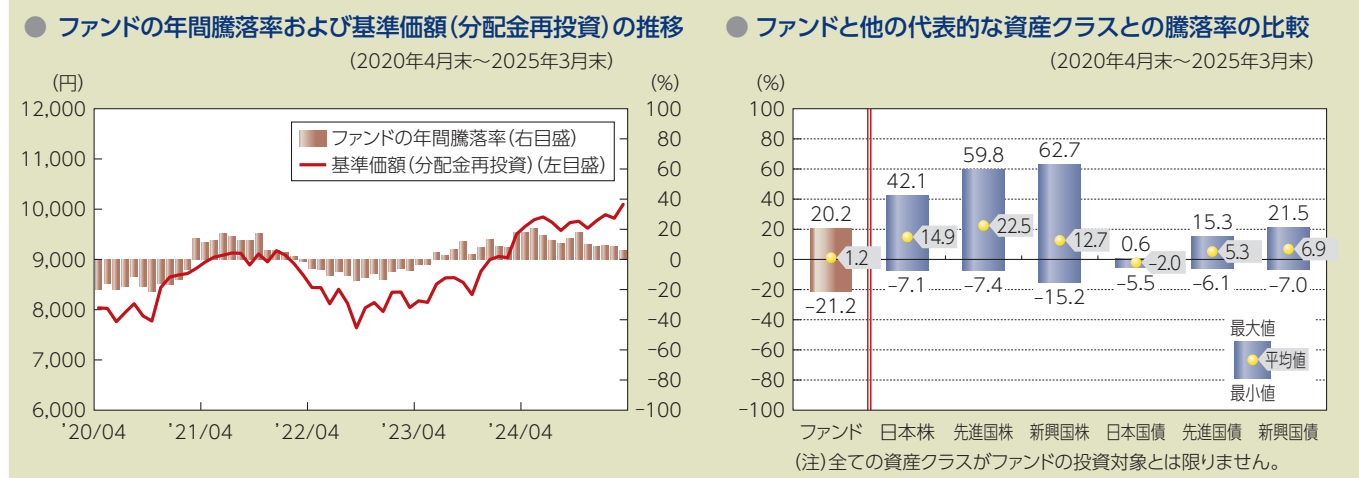
■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものととして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

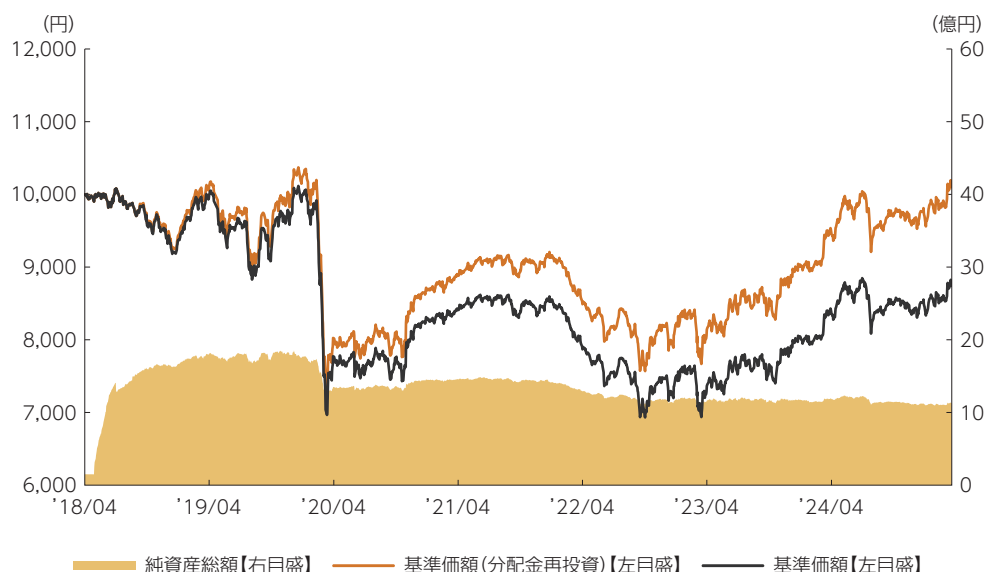
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

2025年3月31日現在

■基準価額・純資産の推移 2018年4月12日(設定日)～2025年3月31日



- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	8,740円
純資産総額	11.2億円

• 純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2025年 3月	30円
2025年 1月	30円
2024年 11月	30円
2024年 9月	30円
2024年 7月	30円
2024年 5月	30円
直近1年間累計	180円
設定来累計	1,200円

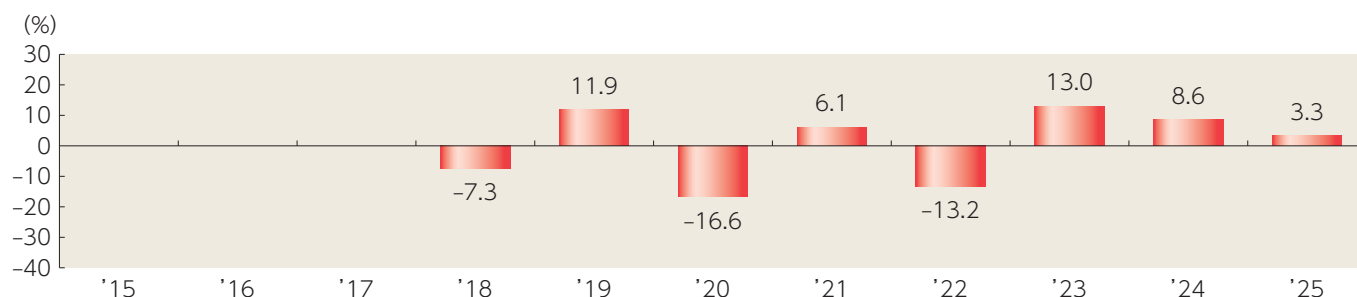
• 分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産クラス	銘柄	比率
先進国株式	ISHARES S&P/ASX DIVIDEND OPP	19.2%
	ISHARE EUR STOXX SELDIV30 DE	19.1%
	ISHARES UK DIVIDEND	19.3%
	INVESCO S&P 500 HIGH DIVIDEN	18.6%
先進国リート	MAXIS リート上場投信	18.9%

• 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2018年は4月12日(設定日)から年末までの、2025年は年初から3月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



</



#



税金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2025年3月末現在のものです。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2024年9月18日～2025年3月17日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.19%	1.15%	0.04%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



目論見書を読み解くガイド

https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

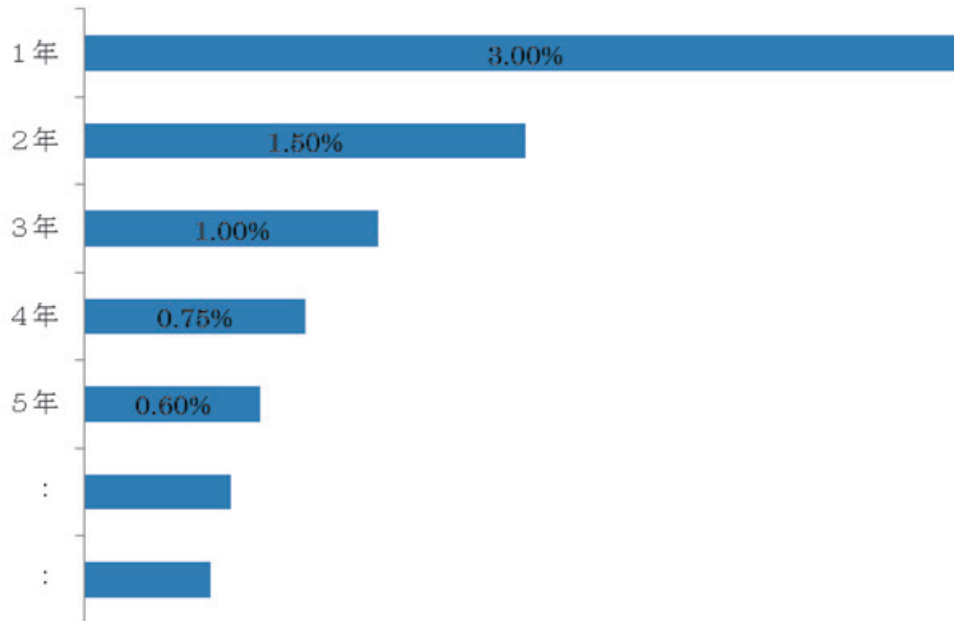
このページは、株式会社ゆうちょ銀行からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

投資信託の購入時手数料に関するご説明

■ 投資信託の購入時手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%(税抜き)の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率(税抜き)】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じた換金手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書等でご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は目論見書等でご確認ください。

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。）

この書面および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

✓ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

投資信託のリスクについて

- ✓ 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ✓ 投資信託は預貯金と異なります。

投資信託の手数料などの諸費用について

- ✓ 購入時手数料（申込手数料）、運用管理費用（信託報酬）などお客さまにご負担いただきます諸経費の合計額、および種類毎の金額については、実際のお申込金額等に応じて異なる場合がありますので、事前に表示することができません。

投資信託のリスク、手数料などの諸費用については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

投資信託に係る金融商品取引契約の概要

当行は、投資信託の販売会社として、投資信託の募集の取り扱いおよび買取り、投資信託受益権に係る振替業ならびにこれらに付随する業務を行います。

なお、日本郵便株式会社は、当行の委託を受けて金融商品仲介業を行いますので、日本郵便株式会社でお受けした投資信託に関するお申し込みは、同社から当行に媒介されます。

登録金融機関業務の内容および方法の概要

当行が行う登録金融機関業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく業務であり、当行においてファンドのお取引を行う場合は、次によります。

- ・ お取引に当っては、投資信託口座および振替決済口座を開設します。
- ・ お取引に係る購入代金および手数料その他の諸費用等は、当行所定の方法により、決済口座の現在高のうち購入代金等に充てる金額を指定する取り扱いをしたうえで、当行所定の日に払い戻します。
- ・ お取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます）には、取引報告書をお客さまに送付します。

当行の苦情処理措置および紛争解決措置

当行の苦情処理措置および紛争解決措置においては、当行の加入する日本証券業協会から苦情の解決および紛争の解決のあつせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あつせん相談センター、または一般社団法人全国銀行協会の全国銀行協会相談室を利用することにより解決を図ります。

証券・金融商品あつせん相談センター		全国銀行協会相談室	
電話番号	0120-64-5005	電話番号	0570-017109 または03-5252-3772
受付時間	9:00～17:00 (土・日・休日、12/31～1/3を除く)	受付時間	9:00～17:00 (土・日・休日、12/31～1/3を除く)

当行の概要

商号等	株式会社ゆうちょ銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第611号
本店所在地	〒100-8996 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
加入協会	日本証券業協会
資本金	3兆5,000億円
主な事業	銀行業務、登録金融機関業務
設立年月日	平成19年10月1日
対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
連絡先	投資信託コールセンター（電話番号0800-800-4104：通話料無料） 〔受付時間：平日9:00～18:00（土・日・休日、12/31～1/3を除く）〕 なお、お近くの株式会社ゆうちょ銀行の営業所または投資信託のお取り扱いをする日本郵便株式会社の郵便局にご連絡いただくこともできます。

※ この補完書面は、投資信託説明書（交付目論見書）の一部を構成するものではなく、この補完書面の情報は、投資信託説明書（交付目論見書）の記載情報ではありません。

※ この補完書面の情報の作成主体は、株式会社ゆうちょ銀行であり、作成責任は株式会社ゆうちょ銀行にあります。